

(別紙5)

## 車両使用及び管理に関する特記仕様書

(目的外利用の禁止)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、篠栗町(以下「甲」という。)からの貸与車両(以下「車両」という。)の管理について、善良なる管理者の注意をもって行い、請負業務以外の目的に使用してはならない。

(貸与車両)

第2条 貸与車両は次の車両とする。

車種名	年式	登録番号	型式	所管課
トラック	令和3年	福岡 400 み 3376	2KG-XZU675T	都市整備課
トラック	令和5年	福岡 400 む 2297	2RG-FBA60	都市整備課
軽トラック	令和5年	福岡 480 ね 7629	3BD-S510P	都市整備課
キャリーダンプ	平成26年	福岡 480 そ 7193	EBD-DA16T	産業観光課

なお、車両が法定点検等で使用できない場合は、別に甲が指定する車両をもって行うものとする。

(適正管理)

第3条 乙の車両管理は、運行前の点検から運行後の点検、清掃までとし、車両運転者は常に貸与車両等を良好な状態、かつ清潔に保つため、適正な注油、簡易な修理、調整、洗車、清掃等を行い、点検整備に努めなければならない。

(事故発生時における報告義務)

第4条 乙は、車両が運転の途中で故障し、修理等に長時間を要する場合または、救援を必要とする場合には、速やかにその旨を篠栗町総務課長及び車両管理担当課長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(適正保管)

第5条 乙は、車両の保管について、善良なる管理者の注意をもって行い、車両は終業後、直ちに指定された車庫(役場駐車場)に格納しなければならない。

(鍵の返却)

第6条 乙は、車両を格納したときは、施錠状態を確認のうえ、車両の鍵を責任をもって返却しなければならない。

(燃料の給油)

第7条 車両の燃料は、甲が指定する方法により補給するものとし、この支払は甲が別途行う。

(法定検査等)

第8条 車両に係わる自動車継続検査（車検）、定期点検及びその他修繕は、甲が行う。

(賠償責任)

第9条 乙は、車両の使用期間中における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとし、契約期間内の車両について、自動車保険（対人無制限、対物無制限、搭乗者500万円ほか）を締結するものとする。